

社員待遇説明資料

正社員（実働社員）

- ・人事考課ヘルパーB以上で、本人の意思があること。 ※考課は適宜おこないます。
- ・見習社員（半年間の有期契約で法人がある程度の技能等があると認めた場合）
給与・手当はBヘルパーの1割減、月給は保証されるが週40時間働けるようになるまでマイナスの時間分は賞与から引かれます。また、半年後にヘルパーB要件をクリアできなければ、32時間・28時間・登録社員のいずれかとなります。
- ・32時間社員（ヘルパーC）、28時間社員（ヘルパーD）
給与・手当についてはそれぞれ、5分の4、5分の3となります。賞与は準社員に準じます。
詳細はヘルパーランク表、まごのて給与表を参照してください。

（勤務や条件）

- ・利用者宅にて実際に訪問介護サービスの提供を行った時間を勤務時間とすることを基本とします。（移動時間に関しては移動手当が支給されます）
- ・社会保険・雇用保険には加入します。
- ・基本給185,000円で、諸手当を含め総額266,700円からのスタート。
- ・賞与に関して、概ね基本給の夏1.4倍、冬1.6倍。
- ・勤務においては様々な事情により、不安定な場合があるので社員において給与の受け取り方法が2種類あり選択できます。
☆給与保証型→体調不良、利用者の都合により週40時間が働けなくても年間を通じ給与は保障します。ただしマイナスの場合は賞与が減額されます。
☆労働安定型→休んだ場合や利用者の都合で働けない場合、その分給与から差し引きます。

※給与保障型・労働安定型に関しては、社員昇格時や上級社員昇格時に管理者と相談して決めてください。

正社員（上級社員）

（条件）

- ・管理者の推薦と本人の意思があること
- ・上級社員になってからの稼働率80%以上が見込めること
- ・どんな利用者も対応ができるスキル・心構えを有していること
- ・緊急対応が可能であること

（勤務や条件）

- ・始業から終業までの拘束時間を基本の労働時間としますが、休憩やシフト内容により別途に拘束時間を計算します。
- ・利用者のキャンセルの場合に他の支援に入ることや、緊急支援にも対応する。
- ・実働社員から上級社員への転換・人事考課は適宜行います。